

川西市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により提出した監査結果に対して、市長より改善等の措置内容について通知がありましたので、同条第14項の規定により別紙のとおり公表します。

令和7年8月29日

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 平 岡 譲

《様式2-1》 公の施設の指定管理者監査（川西市知明湖キャンプ場）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和6年12月24日	整理番号	0608-0609
1 監査種別	公の施設の指定管理者監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日		
3 監査の実施期間	令和6年8月27日～令和6年 12月12日		
4 監査結果報告日	令和6年 12月24日		
5 改善通知受理日	令和7年 6月 30日		
6 監査対象団体・部局	株式会社トリムパーク		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 正確な決算額等の提出について

A 改善要望事項

(1) 知明湖キャンプ場に関する条例・基本協定書等の履行について

知明湖キャンプ場の指定管理業務においては、年次事業報告書、利用料金の決定等について、令和5年4月以降、川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第3号。以下「条例」という。）や川西市知明湖キャンプ場の管理に関する基本協定書（以下「知明湖キャンプ場の基本協定書」という。）等に適合しない業務が行われており、条例・基本協定書等に適合した業務が行われていないと判断する。

監査の結果、指定管理者側及び所管部局側の双方に原因があったものとする。

指定管理者側においては、指定管理業務を実施するにあたっては、条例や知明湖キャンプ場の基本協定書等を遵守するという意識が薄く、前回の指定管理業者からの引継事項を基に業務を実施していた。

また、年次事業報告書を期間内（毎年4月末まで）に提出するための人的資源が不足していた。

所管部局側においては、1年半にわたって条例等に適合した業務が行われていないにもかかわらず、その状況を防止・発見することができていなかった。また、モニタリングとしての第三者評価がなされていなかった。

指定管理者側においては、条例や知明湖キャンプ場の基本協定書等を遵守して業務を実施するという意識をもって改善を行うとともに、期間内（毎年4月末まで）に年次事業報告書が提出できるよう、十分な知識と能力をもった人材確保や外部機関の活用等を図り、適切な事務処理を実施されたい。

所管部局側においては、指定管理者の適切な業務執行について、指導やモニタリングを行うとともに、契約後の第三者評価を早急に行われたい。

(2) 知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場の管理について

指定管理業務のうち、知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場の管理に関する基本協定書（以下「国崎せせらぎ広場の基本協定書」という。）については、指定管理期間が1年遅れの令和6年4月1日からとなっている。この業務においては、ダム湖の水で国崎せせらぎ広場が水没することなどを原因として、いまだに知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場指定管理者業務仕様書のと通りの業務が実施されていない。そのため、条例・基本協定書等に適合した業務が実施されていないと判断する。

業務実施が困難な原因となっている国崎せせらぎ広場の課題（道路や橋梁の崩壊、ダム湖が課題解決を行わない限り業務を実施することは困難との認識だが、市は課題解決は一旦指定管理者が行うべきとの認識であり、意見が対立していることがわかった。

《様式2-1》 公の施設の指定管理者監査（川西市知明湖キャンプ場）に伴う改善要望事項

所管部局は早急に指定管理者と協議を行い、必要に応じて国崎せせらぎ広場の基本協定書第12条の仕様書の変更、第13条の業務範囲及び業務実施条件の変更を検討し、場合によっては国崎せせらぎ広場の指定管理自体の見直しが必要と思われる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- (1) 令和5年度年次事業報告書及び6年度年次報告書を所管部局に協議の上、提出しています。

利用料金の決定及び徴収においても条例等のとおりに実行しており、減免料金の改定に応じて7年度より決定し実行しています。

現在は指定管理者として条例や知明湖キャンプ場の基本協定書等を遵守する意識を持ち、前回の指定管理者から引き継いだ内容もより深く理解し業務にあたっています。

また、令和5年度の事業報告書の提出期限に関し、代表者のみが全体の把握をしていた状況から、代表者の健康問題が発生したことにより提出が遅れました。現在は場長、副場長への理解の浸透と特に経理簿記に関する専門的な能力を持ったスタッフの採用及び弊社の顧問会計士との連携を深める事で正確性を高めています。

- (2) 知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場が、ダム湖の水で水没する状況は令和5年度6年度においても変化は見られませんが、7年度に入り6月現在、条例・基本協定書等に適合した完全な業務の実施に努めています。ただし、利用者が安全に利用できる施設の修繕等整備、利用者の水難事故の可能性の排除が行われない限り指定管理者としては完全なオープンは出来ないと考えております。

そのような中でも、ダム湖の水が引く年間の内約3か月とその他冠水期の有効利用を所管部局及びダム管理センター・近隣のボート業者などとも連携しイベント等の利用が出来ないか協議中です。

《様式2-1》 公の施設の指定管理者監査（川西市知明湖キャンプ場）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和6年12月24日	整理番号	0610-0611
1 監査種別	公の施設の指定管理者監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日		
3 監査の実施期間	令和6年8月27日～令和6年 12月12日		
4 監査結果報告日	令和6年 12月24日		
5 改善通知受理日	令和7年 6月 30日		
6 監査対象団体・部局	文化・観光・スポーツ課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 正確な決算額等の提出について

A 改善要望事項

(1) 知明湖キャンプ場に関する条例・基本協定書等の履行について

知明湖キャンプ場の指定管理業務においては、年次事業報告書、利用料金の決定等について、令和5年4月以降、川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第3号。以下「条例」という。）や川西市知明湖キャンプ場の管理に関する基本協定書（以下「知明湖キャンプ場の基本協定書」という。）等に適合しない業務が行われており、条例・基本協定書等に適合した業務が行われていないと判断する。

監査の結果、指定管理者側及び所管部局側の双方に原因があったものとする。

指定管理者側においては、指定管理業務を実施するにあたっては、条例や知明湖キャンプ場の基本協定書等を遵守するという意識が薄く、前回の指定管理業者からの引継事項を基に業務を実施していた。

また、年次事業報告書を期間内（毎年4月末まで）に提出するための人的資源が不足していた。

所管部局側においては、1年半にわたって条例等に適合した業務が行われていないにもかかわらず、その状況を防止・発見することができていなかった。また、モニタリングとしての第三者評価がなされていなかった。

指定管理者側においては、条例や知明湖キャンプ場の基本協定書等を遵守して業務を実施するという意識をもって改善を行うとともに、期間内（毎年4月末まで）に年次事業報告書が提出できるよう、十分な知識と能力をもった人材確保や外部機関の活用等を図り、適切な事務処理を実施されたい。

所管部局側においては、指定管理者の適切な業務執行について、指導やモニタリングを行うとともに、契約後の第三者評価を早急に行われたい。

(2) 知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場の管理について

指定管理業務のうち、知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場の管理に関する基本協定書（以下「国崎せせらぎ広場の基本協定書」という。）については、指定管理期間が1年遅れの令和6年4月1日からとなっている。この業務においては、ダム湖の水で国崎せせらぎ広場が水没することなどを原因として、いまだに知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場指定管理者業務仕様書のと通りの業務が実施されていない。そのため、条例・基本協定書等に適合した業務が実施されていないと判断する。

業務実施が困難な原因となっている国崎せせらぎ広場の課題（道路や橋梁の崩壊、ダム湖、市が課題解決を行わない限り業務を実施することは困難との認識だが、市は課題解決は一旦指定管理者が行うべきとの認識であり、意見が対立していることがわかった。

《様式2-1》 公の施設の指定管理者監査（川西市知明湖キャンプ場）に伴う改善要望事項

所管部局は早急に指定管理者と協議を行い、必要に応じて国崎せせらぎ広場の基本協定書第12条の仕様書の変更、第13条の業務範囲及び業務実施条件の変更を検討し、場合によっては国崎せせらぎ広場の指定管理自体の見直しが必要と思われる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- (1) 改善措置として、現在は指定管理者と毎月定例会議を設け管理運営の実態を把握し、指摘のありました条例に適合しない業務（条例に沿わない料金の徴収など）の発生防止を徹底しています。

また、令和5年度分のモニタリングの第三者評価につきましては、6年度中に実施しホームページへ掲載いたしました。なお、7年度以降のモニタリングにつきましては、8月末までに実施完了し、9月にはホームページで結果公表を予定しています。

- (2) 改善措置として、監査後指定管理者と協議を行い、現況の協定書及び仕様書のとおりにせせらぎ広場の業務実施を遵守させています。現在は、指定管理者と毎月定例会議を設けており、管理運営の状況や課題を把握して管理業務が円滑に進むよう指導を行っています。

また、せせらぎ広場の管理運営上必要な修繕（橋梁、通路等）は、令和7年度に市予算において実施予定です。

公の施設の指定管理者監査（川西市知明湖キャンプ場）に伴う改善要望事項の追跡確認事項

確認事項【文化・観光・スポーツ課、株式会社トリムパーク共通】

【質問】改善措置状況（1）について

条例上定められている期間内（令和7年4月末まで）に年次事業報告書が提出されましたか。遅れた場合はその原因や再発防止策は話し合われましたか。

【回答】

（文化・観光・スポーツ課）期間内に指定管理者から提出されました。

（株式会社トリムパーク）期間内に市へ提出いたしました。

確認事項【文化・観光・スポーツ課】

【質問】改善措置状況（2）について

7年度6月現在、「修繕が行われずに完全なオープンができないと考えている」とのことですが、令和7年度予算における修繕計画の説明は指定管理者になされましたか。

また、その修繕後のオープン計画はどのようになっていますか。

【回答】

修繕については、指定管理者へ説明しており、現在修繕に向け調整中です。せせらぎエリアはダム湖の水位が高い際は、利用できない箇所ですが、現在は指定管理者と協議の結果、水位が低い際は、せせらぎエリアを修繕予定箇所以外を開放し、基本協定に沿って一般利用を行って頂いております。修繕は水位が上がる10月下旬までに完了を目指し、完了次第、修繕箇所も開放し、完全なオープンを行うよう指定管理者と調整して行きます。

確認事項【株式会社トリムパーク】

【質問】

令和7年度予算にて実施される修繕計画について市から説明はありましたか。

これを受けて、完全オープンが可能かどうか、また、そのスケジュールについて教えてください。

【回答】

担当課から、今年度の修繕については説明を受けており、現在修繕に向け、担当課と調整を行っています。修繕はダム湖の水位が上昇する10月下旬までに完了するよう担当課と調整しております。修繕がなされれば、修繕予定箇所も開放し、完全なオープンを行いたいと考えております。